

設計約款

(総 則)

第1条 発注者(以下「甲」という。)及び受注者(以下「乙」という。)は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(入札説明書等及び提案書をいい、第18条、第19条その他別段の合意により変更された場合には、変更後のものをいい、入札説明書等又は提案書のいずれかに該当の基準、仕様、規定、記載等がある場合には、該当の基準、仕様、規定、記載等のある入札説明書等又は提案書のいずれかのものをいい、いずれにもある場合においては、それらの適用の優劣は契約書第6条の定めるところに従う。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、設計業務を実施しなければならない。

2 乙は、提案書に基づき、入札説明書等に定める設計業務(以下「業務」という。)を契約書記載の工期(以下「工期」という。)内に本施設の引渡し完了するよう実施し、入札説明書等に定める設計図書その他の設計に関する図面等業務の目的(以下「成果物」という。)を甲に引き渡すものとする。

3 甲は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を乙又は乙が第10条の規定により定める管理技術者等(以下「管理技術者等」という。)に対して行うことができる。この場合において、乙又は、乙の管理技術者等は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 乙は、この約款若しくは設計図書に特別の定める場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

(個人情報の保護)

第2条 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する特定個人情報(以下「特定個人情報」という。)の取扱いに当たっては、この基準等に定めるものを遵守しなければならない。

3 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

4 乙は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

5 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、甲が必要と認める場合については、書面により甲にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

6 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

7 乙は、この契約により個人情報を取り扱う業務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは甲の承諾を得るものとする。

8 乙は、甲の承諾により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。

9 乙は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

10 乙は、この契約による業務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等(電磁的記録を含む。以下同じ。)を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

11 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。

12 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

13 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。乙自らが当該事務処理するために収集した個人情報が記録された資料等についても、同様とする。

14 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は、自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は、引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

15 乙は、甲の指示により、個人情報を削除し、又は個人情報が記録された資料等を廃棄した場合は、削除または廃棄した記録を作成し、甲の証明書等により報告するものとする。

16 乙が、個人情報が記録された資料等について、甲の承諾を得て再委託による提供をした場合又は甲の承諾を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

17 甲は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、乙に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は乙に対して指示を与えることができる。なお、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

18 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置(個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。)を指示することができる。

19 乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損額を被った場合、甲にその損害を賠償しなければならない。

(工程表の提出)

第3条 乙は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

2 この約款の他の条項の規定により工期又は設計図書が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して工程表の再提出を請求することができる。この場合において、前項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前項の規定を準用する。

(契約の保証)

第4条 この契約に要する保証については、工事約款第4条に定めるところによるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

2 乙は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第6条 乙は、成果物(第34条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡し部分に係る成果物を含む。以下本条において同じ。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以

- 下本条において「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を当該著作物の引渡し時に甲は無償で譲渡するものとする。
- 2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないにもかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。
 - 3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
 - 4 乙は、成果物が著作権に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の現実のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
 - 5 乙は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないにもかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
 - 6 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作権をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
 - 7 乙は、その作成する成果物が、著作物に該当すると否とを問わず、第三者の有する著作権、営業秘密その他知的財産権を侵害するものでないことを、甲に対して保証し、その作成する成果物が第三者の有する著作権、営業秘密その他知的財産権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。
(一括再委託の禁止)
- 第7条 乙は、業務の全部を設計企業に行わせるものとし、業務の全部を一括して、又は甲が設計図書において指定した主たる部分を設計企業以外の第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、前項の主たる部分のほか、甲が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
 - 3 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。
 - 4 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせたものの商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
(特許権等の使用)
- 第8条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下本条において「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。本施設の管理運営、改造、増築その他の維持、利用等(本事業後も含む。)に必要な範囲で甲が無償で自由に自ら及び第三者をして特許権等の実施、使用等(改造、解析、複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。以下本条において同じ。)する権利を確保して甲に付与するものとし、その権利が、かかる範囲でこの契約の終了後も存続するよう必要な措置の一切を講じるものとする。乙は、業務の実施において、特許権等を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその一切の賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。
- 2 乙は、甲及びその指定する第三者による第1項に基づく特許権等の自由な実施、使用等が、特許権等を侵害しないよう必要な措置をとるものとし、如何なる場合でも甲及びその指定する第三者に損害、損失、費用等を被らせないものとし、甲又はその指定する第三者が特許権等の実施、使用等に付随し又は関連して損害、損失、費用等を被ったときは、その全額を補償する。
(監督員)
- 第9条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、入札説明書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 一 甲が意図する成果物を完成させるための乙又は乙の管理技術者等に対する業務に関する指示
 - 二 この約款及び入札説明書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - 三 この業務の実施に関する乙又は乙の管理技術者等との協議
 - 四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容及び履行内容との照合その他業務の実施状況の調査
 - 3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
 - 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
(管理技術者等)
- 第10条 乙は、入札説明書等に定めるところにより、業務の技術上の管理を行う管理技術者等を定め、その氏名、その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者等(2名以上の管理技術者等を定めた場合にあっては、これらの管理技術者等を統括する管理技術者等)は、この業務の実施に関し、業務の管理及び統括を行うほか、請負代金の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
 - 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者等に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
(照査技術者)
- 第11条 乙は、入札説明書等に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者等を兼ねることができない。
(地元関係者との交渉等)
- 第12条 地元関係者との交渉等は、甲が行うものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。
- 2 前項の場合において、甲は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。
(土地への立入り)
- 第13条 乙が調査のため第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要ときは、甲がその承諾を得るものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。
(技術者等に対する措置請求)
- 第14条 甲は、管理技術者等若しくは照査技術者又は乙の使用人若しくは第7条の規定により乙から業務を委任され、

- 若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、監督員がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。
- (履行報告)
- 第15条 乙は、設計図書に定めるところにより、業務の実施について甲に報告しなければならない。
- 2 甲は、前項の報告に加え、必要と認めるときは、業務の処理状況につき自ら調査し、又は乙に報告を求めることができる。
- 3 乙は、前項の規定による甲の調査に協力し、又は甲への報告を速やかに行わなければならない。
- (貸与品等)
- 第16条 甲が乙に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格、又は性能、引渡場所及び引渡時期は、入札説明書等に定めるところによる。
- 2 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 乙は、設計書に定めるところにより、業務の完了、入札説明書等の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- (設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)
- 第17条 乙は、業務内容が設計図書又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- (条件変更等)
- 第18条 乙は、業務を行うに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- 二 入札説明書等に誤謬又は脱漏があること。
- 三 入札説明書等の表示が明確でないこと。
- 四 履行上の制約等入札説明書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- 五 入札説明書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、入札説明書等の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により入札説明書等の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (設計図書等の変更)
- 第19条 甲は、前条第4項に規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下本条及び第21条において「設計図書等」という。)の変更内容を乙に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、甲は、(i)当該変更が入札説明書等又は業務に対する指示の変更であるときは、乙の責めに帰すべき場合を除き、必要があると認められる限り工期若しくは請負代金を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。また、(ii)当該変更が提案書の変更であるときは、甲は、予算措置その他甲の手続が完了することを条件として、甲が満足する乙による提案書の変更と引換えに工期又は請負代金を変更することができるが、甲の義務ではない。
- (業務の中止)
- 第20条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下本条及び第29条において「天災等」という。)であって、乙の責に帰することができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、乙が業務を行うことができないと認められるときは、甲は、業務の中止内容を直ちに乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 甲は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (業務に係る乙の提案)
- 第21条 乙は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を乙に通知するものとする。
- 3 甲は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、(i)当該変更が入札説明書等又は業務に対する指示の変更であり、必要があると認められるときは、工期又は請負代金を変更することができるが、また、(ii)当該変更が提案書の変更であるときは、甲は、甲が満足する乙による提案書の変更と引換えに工期又は請負代金を変更することができるが、いずれも、予算措置その他甲の手続が完了することを条件とし、甲の義務ではない。
- (乙の請求による工期の延長)
- 第22条 乙は、その責に帰することができない事由により業務の実施遅延その他の理由により工期内に工事を完成する

ことができなときは、工事約款第22条により甲に工期の延長変更を請求することができる。

(甲の請求による工期の短縮等)

第23条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を工事約款第23条に従って乙に請求することができる。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、工事約款第24条に定めるところに従う。

(請負代金の変更方法等)

第25条 請負代金の変更については、工事約款第25条に定めるところに従う。

(臨機の措置)

第26条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。

3 甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

(一般的損害)

第27条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責任に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不適当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、甲がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 成果物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で甲乙双方の責に帰することができないもの(以下本条において「不可抗力」という。)により、試験等に供される業務の出来形部分(以下本条及び第42条において「業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったときに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、工事約款第30条第3項の定めるところに従って行う請求とともに損害による費用の負担を甲に請求することができる。

4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であつて立会いその他乙の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び該当損害の取片付けに要する費用の額の合計額を、工事約款第30条第4項の定める損害合計額に算入し、同条第4項及び第6項の定めに従って負担するものとする。

5 前項に規定する損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する請負代金の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

(請負代金の変更に代える設計図書の変更)

第30条 甲は、第8条、第17条から第23条まで、第26条、第27条、第29条、第33条又は第35条の規定により請負代金を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金の増額若しくは負担額の全部又は一部に代えて入札説明書等を変更することができるほか、乙をして、提案書を変更させることができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合には、入札説明書等については甲が定め、乙に通知し、提案書については、乙が甲の意向を最大限に尊重して定め、甲に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項の請負代金を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 前各項の定めにかかわらず、工事約款第31条の適用がある場合において甲が指定したときは、同条の定めに従う。

(検査及び引渡し)

第31条 乙は、業務を完了したときは、その旨及び成果物の引渡しを甲に通知するとともに、成果物を納入しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合甲は、検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認した日をもって成果物の引渡しを受けなければならない。甲は、当該成果物の引渡しを工事約款に基づく請負代金の支払いに先行して行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。

4 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに訂正、改善、補正等して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、訂正、改善、補正等の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を準用する。

- (請負代金の支払)
- 第32条 乙は、前条第2項の検査に合格したときも、工事約款に別段の定めがある場合を除くほか、請負代金の支払いを請求することができない。
- (引渡し前における成果物の使用)
- 第33条 甲は、第31条第3項又は第34条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- (部分引渡し)
- 第34条 成果物について、甲が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第31条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、甲は、当該部分について、乙の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第31条中「業務」とあるのは「引渡し部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡し部分に係る成果物」と、第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- (部分引渡しに係る請負代金の不払に対する業務中止の禁止)
- 第35条 乙は、甲が第34条において準用される第32条の規定に基づく支払いをしない場合のほか、甲が工事約款の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときであっても、そののみを理由として業務の全部又は一部を一時中止することができない。
- (瑕疵担保)
- 第36条 成果物に瑕疵があるときを含め、工事目的物に係る瑕疵担保責任は、工事約款第41条の定めに従う。
- 2 前項の規定による乙が負うべき責任は、第32条第2項(第34条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- (履行遅滞の場合における損害金等)
- 第37条 業務の実施遅延その他乙の責に帰すべき事由により工期内に本施設の引渡しを完了することができないときは、遅延なく理由を甲に申し出なければならない。
- 2 前項の場合において、損害金等の支払いについては、工事約款第42条の定めに従う。
- (甲の解除権)
- 第38条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。
- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 その責に帰すべき事由により、工期内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- 三 管理技術者等を配置しなかったとき。
- 四 第4条第1項の規定により保証を付さなければならない場合において、保証を付さなかったとき。
- 五 前4号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 六 第40条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (契約が解除された場合等の違約金)
- 第38条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、工事約款第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- (談合その他不正行為による解除)
- 第38条の3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。
- 一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 五 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した

場合に適用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第38条の4 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

一 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

二 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

三 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

四 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

五 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

七 乙が、第一号から第五号のいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

八 前2号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第一号から第五号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前各項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても同様とする。

第39条 甲は、業務が完了するまでの間は、前3条の規定によるほか、基本契約が終了した場合その他必要があるときは、工事約款第44条第1項の定めるところに従って契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、工事約款第44条第2項の定めに従う。

(乙の解除権)

第40条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金が3分の2以上減少したとき。

二 第20条の規定による業務の中止期間が6か月を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三 甲が契約に違反し、その違反によって業務の実施が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。ただし、前項第2号の規定による契約解除が、業務の実施中止が天災等による場合その他甲の責めに帰すべからざる事由による場合には、この限りでない。

(解除の効果)

第41条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。ただし、第34条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する請負代金(以下本条において「既履行部分請負代金」という。)を乙に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分請負代金は、甲が定め、乙に通知する。

(解除に伴う措置)

第42条 乙は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、契約が解除された場合において、作業現場に乙が所有又は管理する業務の出来形部分(第34条の規定による部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件(第7条の規定により、乙から業務を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれからの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。)があるときは、乙は、当該物件を撤去し、又は作業現場を原状に復し、若しくは取片付けなければならない。

3 前項に規定する撤去並びに原状回復及び取片付けに要する費用(以下本項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより甲又は乙が負担する。

一 業務の出来形部分に関する撤去費用等

契約の解除が第38条、第38条の2第2項、第38条の3又は第38条の4によるときは乙が負担し、第39条又は第40条によるときは甲が負担する。

二 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等
乙が負担する。

4 第2項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分または原状回復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また甲が支出した撤去費用等(前項第一号の規定により、甲が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。

5 第1項前段に規定する乙の取るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第38条、第38条の2第2項、第38条の3又は第38条の4によるときは甲が定め、第39条又は第40条の規定によるときは乙が甲に意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する乙の取るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴

いて定めるものとする。

6 この契約の解除に伴う措置に関し、工事約款第46条の適用がある場合には、前各項の定めとともに、工事約款第46条の定めに従い、抵触する場合には、工事約款第46条の定めが優先する。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第42条の2 乙は、第38条の2第1項の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。

2 乙は、次の各号いずれかに該当したときは、前項の規定に関わらず、業務委託料の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

一 第38条の3第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

二 第38条の3第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 乙が甲に愛知県建設工事関係入札者心得書第9条の2の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(保険)

第43条 乙は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

(妨害等に対する報告義務等)

第44条 乙は、業務の実施に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、知多南部広域環境組合の調達契約からの排除措置を講じることがある。

(紛争の解決)

第45条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他契約に関して甲乙間に紛争を生じたときは、甲及び乙は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは甲乙折半し、その他のものは甲乙それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、管理技術者等又は照査技術者の業務の実施に関する紛争、乙の使用人又は乙から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第14条第2項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により甲が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第2項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、第1項のあっせん又は調停の手續を請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認められるときは、同項に規定する手續前又は手續中であっても同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

(契約外の事項)

第46条 この約款に定めのない事項については、工事約款、必要に応じ甲乙協議して定める。